

(「要議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) ご要議がありますのでこの際起立により採決いたします。

本動議のとおり委員会に付託することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(塩野鉄之助君) 起立四名。少数であります。よって本動議は否決されました。

○議長(塩野鉄之助君) 本二案に対し討論の通告がありますのでこれより討論を行います。

最初に反対者から願います。十七番閔 米吉君

(十七番閔 米吉君登壇)

○十七番(閔 米吉君) ご指名をいただきまして、ただいま議題となっております。二案に対して反対討論を行いたいと思っております。

本日上程されました条例改正案は、本今朝からの質疑を通じましても明らかのように、福生市民の直接的な福祉の向上にはならないが、

防衛庁から急がれておりますので誠に仕方がないと、また市民にとりては間接的に何らかの福祉の向上があるものと思うというきわめてあいまいな説得力のない答弁に終始し、市民の福祉の増進にならないことは明白になったわけでございます。これは国民の疑惑に対する現在の田中内閣の金脈問題とまさに同様でございまして、核心をはずして基地従属の市政を行わんとするものでありまして、全く市民の存在を無視した非民主的な措置であるといわざるを得ません。市民福祉を踏みにじり絶対量の足りない貴重な水資源をあえて条例までも改正してやらなければならぬ理由は全く存在しないのであります。よってこのように重要な問題を市民の十分な納得なくして行うことについては断呼として反対するものであります。

なおつけ加えて申し上げますならば、本問題が提起されました以来二、三回の全員協議会を通じまして、先輩の石川議員、若田議員あるいはそのほかの皆さん方も種々指摘されますように、防衛庁は福生市に難問を押しつけるだけであって、福生市民のサイドになたところの真剣な要求に対しては全く何ら考慮をばらうとくれない。民生安

定のための市への十分な援助こそ先決であるということをも常々主張されていくわけでございます。したがいましてこの問題一つを取り上げてみましても、その後の経過や先ほどの質疑を通じて明らかになりまして、福生市民に対する民生安定のための十分な援助というものは全くゼロである。よってこの問題に對しましては、全議員さん方はおそろくや賛成というような形に立つものではないというように確信いたしました。反対討論といたします。

○議長（塩野鉄之助君） 次に賛成者十四番 小林暢吉君

（十四番 小林暢吉君登壇）

○十四番（小林暢吉君） ご指名をいただきましたので、ただいま議題となっております議案第百三十二号並びに議案第百三十三号につきまして賛成討論を行います。

本議案の内容については先般来理事者より詳細な説明があり、重複する点も多くありますけれども、議会においても過日の全員協議会で三回にわたり開催いたしております。よろ十分検討されております。本条例改正については、昭和四十八年一月八日、日米



安全保障協議委員会において駐留米軍施設の関東集約計画がままり、関東各地の施設が横田基地へ集約されることになり、それにより横田基地内のベース地区、西住宅地区、米軍庁舎、学校、病院等の生活用水及び消防用水に使用する水が、昭和五十一年以前において一日約五千四百五十トン不足をすることにより、本年九月二十日、東京防衛施設局長より福生市に對し給水についての依頼状がまいりました。従来、基地における水源は十四本の深井戸に頼っておりましたが、最近において地下水の水位が年々低下しており、三本の井戸は使用不能となり、他の井戸についても従前と異なり水量が非常に少なくなっているのが現状でございます。それにひきかえ昭和四十七年二月二十二日付で、東京都公害局長より東京防衛施設局長あての通達によると、地盤沈下抑止のために深井戸の新規さく井を抑制するよう指導があり、今後給水については地元公共団体から受水するよう要請がありました。それがため、不足する水については武蔵村山市より現在給水を受けている状況でございます。昭和四十六年十二月二十六日の都議会における公明党の萩谷議員の一般質問の中で、横田基地内での深井戸のくみ

上げが地盤沈下の原因となることを取り上げまして質問がされ、美濃郡都知事の答弁については、関係市町村と連絡の上、上水道により給水を受けるよう要請してあります。横田基地集約対策特別委員会委員である私も給水問題については防衛庁に再三伺いをいたし、今回の急な申し入れについてはその真疑をただしてまいりましたが、基地給水についての東京防衛施設局長の要請には応えるべきであると考えます。また、基地給水により福生市の地下水によるきれいな飲料水が夕摩川の汚染された水に変わる必配や、水不足等いろいろと論議もありましたが、来年二月、市の水道事業も都に移管されるのでその心配もなくなるものと考えられます。基地があるためにいろいろな公害問題があり、返還される基地と集約される基地との格差については、地元の民生安定のための公共施設、環境整備等 といえしましても強く要請していかねければならないと思います。福生市といたしましては日米安全保障条約に基づいて米軍の横田基地が存続する限り生活に必要な水の供給は人道上からも当然なことと考えられます。

以上、簡単でございますが議案第百三十二号及び議案第百三十三号

についての賛成討論といたします。(拍手)

○議長(塩野鉄之助君) 次に反对者十番松山 清君

(十番松山 清君登壇)

○十番(松山 清君) 本議案について反对討論をいたします。

本議案の条例改正は、いずれも横田基地への給水を市長が行おうとしているために、現行の水道事業の設置条例及び給水条例の中の基地給水を行う上で障害となる条例を改悪しようとするものであり、誠に非常識な市民を顧みない市民無視、米軍基地奉仕、そしていま日本国民の大きな怒りと糾弾にあつてゐる自民党田中金権腐敗内閣追隨の政治姿勢を明らかにしたものにほかなりません。でたらめな防衛施設庁の給水申し込みを十分検討しようとしなさい、また急いで給水契約をしなければならぬ理由を市長自身もよくわからないというような態度に対して、断乎として私は糾弾をするものであります。

横田基地は関東計画によりどんどん拡充強化されており、これがための必要経費は約五百億円以上のぼうがあります。これはすべて日本国民の血税で負担されてあります。関東計画について政府はところによ



ては基地を縮少すると述べてきましたが、関東計画が正式に決定された第二十四回日米安全保障協議委員会の共同コミュニケによっても米国の義務遂行能力は影響を受けるものではないとしており、基地縮少どころか基地機能の集中強化がぬらひであることは明らかであります。去る十一月十一日には米第五空軍司令部と在日米軍司令部が開庁式を行いました。米第五空軍は、沖縄を含む日本全土と韓国や日本海をおおう広大な極東地域を作戰範圍としており、その任務の一つには、常に臨戦体制でいつでも攻撃作戰を遂行できるよう順備すること、二つには、台湾やフィリピンに展開している第十三空軍と連係しつつアジアの社会主義諸国や民族開放運動の前方に展開し、これらを軍事的に威圧すること、三つには、対米従属の日韓両空軍の作戰行動につりて指揮をすること等です。これまでに米軍資料によっても明らかになっているように、米第五空軍司令部内には、核兵器の管理、点検、指揮機構が存在しております。それが沖縄協定調印後強化されております。また韓国に駐留する米第三戦術戦闘航空団や、沖縄嘉手納の米第十八戦術戦闘航空団など核装備が明



らかにしている部隊もこの米第五空軍司令部指揮下の部隊であります。また在日米空軍司令部は、横須賀基地に司令部のある在日米海軍、座間基地に司令部をもつ在日米陸軍、沖縄の第三海兵師団と岩国基地の第一海兵師団等の総司令部としての役割をもっているという誠に恐るべき役割をもつ司令部が横田基地内に設置された次第であります。にもかかわらず、この横田基地に対して市民の大切な水道水を一日五千四百五十トも防衛施設庁のいうままに、いいかえれば自民党田中金権腐敗内閣のいうままに供給しようということは、良識ある方ならば決して認めるものではないと思います。横田基地給水を実現するため、水道条例を改悪する反市民的政治姿勢を糾弾し、私は本議案に対して断固として反対を表明するものであります。

○議長(塩野鉄之助君) 次に賛成者五番川窪清一君

(五番川窪清一君登壇)

○五番(川窪清一君) はじめに本議案に対する私の意見を申し述べる必要上法令を二、三読ませてください。

地方自治法第二条第二項に、普通地方公共団体は、その区域内におけ

るその他の行政事務で国の事務に属しないもの进行处理する。第三項に、前項の事務を例示すると、おおむね次のとおりであるとして、第一号に、地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持すること。第三号に、上水道その他の給水事業、下水道事業、次に幾つかのものが書いてあります。次に第十五項に、地方公共団体は、法令に違反してその事務进行处理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務进行处理してはならない。このようになつてあります。次に、東京都においても、先ほども賛成者のご意見の中に取りましたように、昭和四十六年十二月十五日の都議会におきまして公明党の萩谷議員の一般質問に対する美濃部都知事の答弁があります。そして二ヵ月後の昭和四十七年二月二十二日、部下の公害局長名でもう東京防衛施設局長あつて公文書で横田基地の給水は地元地方公共団体から上水の供給を受けてもらいたいと要請しております。また、憲法の前文において、われらは国際社会において名誉ある地位を占めたいと思う。われらは全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。政治道徳の法則は普遍的なものであり、この法則に従うことは自国の主権を維持し、他国との対等関係に立つとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓うと結んであります。

二十世紀の世界は、過酷な戦争のうなかれあつても、捕虜となれば水と食料は与えられ保護されてあります。いまや二十一世紀になろうとしてあります。横田基地には軍人だけでなく、それ以上の数の婦人、子供がいるようであります。給水に反対するための本議案の反対は人道上すべきでないと思ひます。今日の世界は、百余の国が参加して世界食糧会議あるいは世界人口問題会議等が開かれてゐる現状であります。わが国の食糧自給率は四六％、石油、鉄、銅等をはじめ資源はゼロに近いといわれております。世界の信頼なくして経済の成長も生活の安定もなり得ないだらうと思ひます。（拍手）

わが福生市もまた財政面で同じことであらうと思ひます。横田基地に給水するよう福生市が依頼された以上、福生市と福生市議会が人道上批判を受けることのないよう、私は本議案に対しては賛成す

べきであると考えます。

なお、理事者に対しては、名声ある福生市の水道を、今後市民が受けられるようになります努力をしていただきたいということを申し述べまして賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で討論を終わりました。

○十七番(関米吉君) 会議規則第七十七条の規定によりまして、本議案に対する表決は記名投票によることを要求いたします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 暫時休憩いたします。

午後二時五十八分 休憩

午後三時四十七分 開議

○議長(塩野鉄之助君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど十七番関米吉君から、本二案について記名投票によられたいとの発言がありましたので、これより議案第百三十二号及び議案第百三十三号は、個々に記名投票で行います。



これより議案第百三十二号を採決いたします。
議場の出入口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(塩野鉄之助君) ただいまの出席議員数は二十名であります。

会議規則第三十条第二項の規定により、立会人に

十四番 小林暢吉君

十五番 末次性男君

を指名したいと思いますがこれに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 異議なしと認めます。よう立会人に十四番小林暢吉君及び十五番末次性男君を指名いたします。

○議長(塩野鉄之助君) 投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(塩野鉄之助君) 異状なしと認めます。

念のため申しあげます。本案を可とする者は白票を、否とする者は青票を職員の点呼に応じ順次投票願います。

(古谷議会事務局長点呼、投票)

○議長(塩野鉄之助君) 投票もれはありませんか。

(なし)

○議長(塩野鉄之助君) 投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

小林暢吉君、末次性男君の立ち会いを願います。

(開票)

○議長(塩野鉄之助君) 投票の結果を事務局長をして報告いたさせます。

(古谷議会事務局長報告)

記名投票の結果

白票 十六票

一番 貫井喜代次君 二番 小林菊三君

三番 小林才治君 四番 田村市郎君

五番 川窪清一君 六番 中曾根 実君

七番 宇佐美良時君 十一番 伊東忠次郎君



十二番 森田秀雄君 十三番 石川繁治君

十四番 小林暢吉君 十五番 末次性男君

十六番 高波 忠君 二十一 田村匡雄君

二十二番 岩田 博君 二十三番 石川信義君

青票 四票

十番 松山 清君 十七番 関 米吉君

十八番 中里元一君 二十番 宮沢良一君

○議長(塩野鉄之助君) ただいま事務局長から報告いたしましたとおり白票

が多数であります。よって議案第百三十二号は原案どおり可決され

ました。

○議長(塩野鉄之助君) 次に議案第百三十三号を採決いたします。

おはかりいたします。会議規則第三十条第二項の規定により、立会

人に

十六番 高波 忠君

十七番 関 米吉君

を指名いたしたいと思ひますがこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) ご異議なしと認めます。 ようて立会人に十六番

高波 忠君及び十七番関 米吉君を指名いたします。

○議長(塩野鉄之助君) 投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(塩野鉄之助君) 異状なしと認めます。

念のため申しあげます。 本案を可とする者は白票を、 否とする者は青票を職員の点呼に応じ順次投票願います。

(古谷議会事務局長点呼、投票)

○議長(塩野鉄之助君) 投票もれはありませんか。

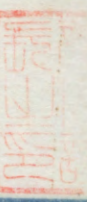
(なし)

○議長(塩野鉄之助君) 投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

高波 忠君、関 米吉君の立ち会いを願います。



(開票)

○議長(塩野鉄之助君) 投票の結果を事務局長をして報告いたさせます。

(古谷議会事務局長報告)

記名投票の結果

白票 十六票

一番 貫井喜代次君 二番 小林菊三君

三番 小林才治君 四番 田村市郎君

五番 川窪清一君 六番 中曾根 実君

七番 宇佐美良時君 十一番 伊東忠次郎君

十二番 森 田秀雄君 十三番 石川繁治君

十四番 小林暢吉君 十五番 末次性男君

十六番 高波 忠君 二十一番 田村匡雄君

二十二番 岩田 博君 二十三番 石川信義君

青票 四票
十番 松山 清君 十七番 関 米吉君

十八番 中里元一君 二十番 宮沢良一君

○議長（塩野鉄之助君） ただいま事務局長から報告いたしましたとおり白票
が多数であります。 ようて議案第百三十三号は原案どおり可決されま
した。

○議長（塩野鉄之助君） 議場の閉鎖をときます。
（議場閉鎖）

○議長（塩野鉄之助君） 以上をもう本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。

これをもう昭和四十九年第六回福生市議会臨時会を閉会いたします。
午後四時二分 閉議 閉会

署名議員

福生市議会議長 塩野鉄之助
議員 川窪清一
議員 中野良次
議員 宇佐美良時

福生市議会



福庶発第二千七百三十七号

昭和四十九年十一月八日

福生市議会議長

塩野鉄之助 殿

福生市長 石川 常太郎 印

昭和四十九年第六回福生市議会臨時会の招集について

昭和四十九年十一月八日付け福生市告示第四十号（別紙参照）をもつて、昭和四十九年

第六回福生市議会臨時会を招集したので通知します。

写

福生市告示第 四十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和四十九年第六回福生市議会臨時会をつぎのとおり招集する。

昭和四十九年十一月八日

福生市長 石 川 常太郎 印

一 期 日 昭和四十九年十一月十五日

二 場 所 福生市議会議場

三 付議事件

- 1 福生市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 福生市水道給水条例の一部を改正する条例